

Trust Forum Foundation

家族信託の現状と課題

平成 28 年 8 月

公益財団法人 トラスト未来フォーラム

家族信託の現状と課題

家族信託の実態把握と課題の整理に関する研究会

第1 はじめに

本稿は公益財団法人トラスト未来フォーラムの自主研究会のひとつである「家族信託の実態把握と課題の整理に関する研究」の研究報告である。実務に携わる専門家の話や出版物などから家族信託の現状を把握し、運営面での課題を洗い出し、解決に向けての検討を行った。この報告が家族信託の健全な発展の一助になれば幸いである。

なお、「家族信託」は法律用語ではないため、論者によって様々な意味で使用されており、定義の統一が図られていないのが現状である。受託者が「信託業」¹を営む者²であるものとそうでないものの双方を含めて個人の財産管理や資産承継を目的とする信託を「家族信託」とする論者もあるが³、一般的には、受託者が信託業を営む者ではないものを指して「家族信託」⁴または「民事信託」⁵ということが多いようである。そこで、本稿では、受託者の属性を問わず個人の財産管理や資産承継を目的とする信託を「ファミリー・トラスト」と定義し、ファミリー・トラストのうち、信託業を営む者ではない者が受託者となる信託を「家族信託」と定義することとする。

【ファミリー・トラスト】

個人の財産管理や資産承継を目的とする信託をいう。受託者としては、「信託業」を営む信託銀行および信託会社のほか、委託者の親族等、資産管理法人等が含まれる。

【家族信託】

ファミリー・トラストのうち、受託者が「信託業」を営む者ではない信託をいう。

第2 家族信託のニーズが高まった背景

1 はじめに

大正 11 年に信託法と信託業法がセットになって立法されたことから明らかなとおり、日本の信託法は、当初より商事信託を念頭に置いていた点に大きな特徴があるとされており⁶、英米と比較した場合、日本では信託実務において家族信託を含むファミリー・トラストの利用が活発であったとは言い難い状況にあった。

1 信託業法 2 条 1 項。

2 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業を営んでいる金融機関を含む。

3 遠藤英嗣『新しい家族信託 遺言相続、後見に代替する信託の実際の活用法と文例』（日本加除出版、2016 年）はしがきは、「家族信託」を「家族の生活を支援しさらには財産を承継するための信託」と定義している。

4 一般社団法人家族信託普及協会は、「家族信託」を「“信頼できる家族”に財産の管理処分を任せる信託」と定義している（同協会の HP<<http://kazokushintaku.org/>>）。

5 一般社団法人民事信託推進センターは、「民事信託」を「営利を目的とせず、特定の 1 人から 1 回だけ信託を受託しようとする場合」の信託であって、「財産の管理、財産の承継を目的とする信託、管理できない人に代わって管理して生活に必要な給付を確実にする信託、自己の判断能力の低下、死亡に備えて財産の管理・承継をする信託、高齢者・障害者等の財産管理・身上監護に配慮した生活支援のための信託などの信託」と定義している（同センターの HP<<http://www.civiltrust.com/q&a/index.html>>）。

6 能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004 年）8 頁。

しかしながら、昨今では、信託銀行等においても、後見制度を財産管理面でバックアップする後見制度支援信託、直系卑属への一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用を目的とする教育資金贈与信託や結婚・子育て支援信託などを始めとして、個人の財産管理や資産承継を目的とするファミリー・トラストの商品が活発に利用されるようになってきている。

また、社会が高齢化したこと⁷⁾により高齢者の判断能力低下への対応や財産承継への対応のニーズが高まったことを踏まえ、コンサルティングを行う専門家（司法書士、税理士、弁護士等）やハウスメーカーを中心に、家族信託の利用を提唱する動きも活発化している。

この点、判断能力低下に対する社会的な対応という観点からは、民法上もしくは任意後見契約に関する法律上の後見制度（成年後見、保佐、補助、任意後見）、または（任意後見を除く）民法上の委任契約を利用することも考えられる。また、死亡による財産承継という観点からは、民法上の相続制度（特に遺言）を利用することも考えられる。もともと、信託はこれらと比較した場合、以下のメリットがあるといえる。

2 後見制度との比較

平成 12 年 4 月から施行された後見制度の利用者数は、平成 27 年 12 月末日時点において合計 191,335 人とどまっている⁸⁾。平成 22 年時点で「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ⁹⁾以上に該当する高齢者数が約 280 万人（65 歳以上人口に対する比率 9.5%）とされていること¹⁰⁾に鑑みれば、後見制度がその対象者に十分に利用されているとは言い難い。

後見制度の利用が伸び悩んでいる理由としては、まず、後見制度では本人の財産について管理行為が行われることしか基本的に想定されておらず、本人にとって損害が生じ得るような運用や親族のための財産処分等を成年後見人等が行うことは原則として許されていないこと¹¹⁾が挙げられる。すなわち、後見制度の場合、本人の財産の凍結状態が生じてしまうリスクがあるのである。また、成年後見人等が家庭裁判所等の監督に服さなければならないこと¹²⁾、特に成年後見人については財産管理および身上監護に関する事務を包括的に行うことが想定されており¹³⁾その事務の範囲を自由に変更できないこと¹⁴⁾なども利用低下の要因として挙げられる¹⁵⁾。

7 平成 27 年 12 月 1 日時点における 65 歳以上の高齢者人口は過去最高の 3,404 万 5000 人、総人口に占める割合（高齢化率）は 26.8%であり（総務省統計局『人口推計・平成 28 年 5 月報』）、日本はいわゆる「超高齢社会」（高齢化率が 21%を超える社会を指す）となっている。

8 最高裁判所『成年後見関係事件の概要 - 平成 27 年 1 月～12 月 - 』

9 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態を指す。

10 厚生労働省『認知症高齢者の現状』（平成 22 年）。なお、平成 37 年には該当者は約 470 万人（65 歳以上人口に対する比率 12.8%）に達する見込みであるとされている。

11 例えば、片岡武他『家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務』（日本加除出版、2014 年）52 頁は、「被後見人の財産を、元本割れのリスクを冒してまで増やそうとすることは、後見人に課せられた善管注意義務に反し、許されないと云わざるを得ない」とする。

12 例えば、民法 863 条、876 条の 5 第 2 項、876 条の 10 第 1 項、任意後見契約に関する法律 7 条 2 項等。

13 民法 859 条、858 条。

14 民法上は成年後見人が複数いる場合には事務の分掌も可能であるが、分掌の可否および具体的な内容はあくまでも家庭裁判所の判断によることになる（民法 859 条の 2 第 1 項）。

15 他の理由としては、①申立費用や報酬等が必要となること、②特に成年被後見人や被保佐人については、企業の取締役や公務員になれないなどの本人の権利制限につながり得ること、③成年後見人等のなり手が不足していることなど

これに対し、信託の受託者は、信託行為の定め方次第で、インフレに備えて元本保証のない積極的な運用を行ったり、親族への承継を容易にするために不動産を処分して換金したりするといったことを行うことも可能であり、かつ、委託者の意思能力が低下したとしても受託者が信託事務を行うことが妨げられるものではない（財産の凍結状態とはならない）。また、信託の受託者は家庭裁判所等の監督に服するものとはされていない。さらに、信託財産の内容や受託者の事務の範囲についても、信託行為の定めによって自由に決定することができる¹⁶。

3 委任との比較

民法上の委任契約の場合、委任者の判断能力が低下しても当然に契約が終了するわけではない¹⁷。

もっとも、委任契約はいつでも一方当事者から解除をすることができるから¹⁸、委任者について成年後見が開始した場合、成年後見人によって委任契約を解除される可能性がある。また、委任者が死亡した場合には原則として委任契約は終了することになる¹⁹。

これに対し、信託の場合、その変更、終了については、一定の条件（例えば受託者の承諾等）を必要とする旨を信託行為で定めることができるため²⁰、委託者の意思のみにより信託を変更、終了されないようにすることが可能である。また、委託者が死亡したとしても、当然に信託契約が終了するわけではない。

4 相続との比較

相続人が複数いる場合、相続財産は原則として相続人の共有となるため²¹、相続人間に争いがある場合や一部の相続人が行方不明のような場合には、その権利行使に支障が生じ得る²²。また、相続財産のうち可分債権については、被相続人の死亡により法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するが、相続預金については、遺言や遺産分割協議等が存在していた場合の二重払いのリスクを懸念し、法定相続分の払戻請求に速やかに応じない金融機関があるのが実情である。このように、相続の場合は相続財産の凍結状態が生じてしまうリスクがある。

が挙げられる（日本経済新聞平成 27 年 10 月 5 日夕刊「(ニッキィの大疑問) 成年後見ってどんな制度？ 認知症高齢者らの財産管理」）。なお、後見制度の利用促進を目的として、平成 28 年 4 月 6 日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が、また、同月 8 日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立している。

16 その他に、後見制度と比較して始期や終期を柔軟に決定できるという点も信託のメリットとして挙げられると思われる。

17 民法 653 条。

18 民法 651 条 1 項。

19 民法 653 条 1 号。なお、委任者・受任者間において、委任者が死亡しても委任契約は終了しない旨を合意することは可能であるが（最三小判平成 4 年 9 月 22 日判タ 831 号 38 頁）、契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がある場合には、相続人による解除が認められる可能性がある（東京高判平成 21 年 12 月 21 日判タ 1328 号 134 頁参照）。

20 信託法 149 条 4 項、164 条 3 項。

21 民法 898 条。

22 特に、不動産の登記や株式の議決権行使の場面でかかる問題が顕在化しやすい。

これに対し、信託を利用した場合、信託財産は受託者に移転しており、かつ、委託者の死亡は当然に信託の終了事由となるわけではないため、信託設定後に委託者が死亡したとしても、当然に受託者による信託事務の遂行の継続に支障が生じるわけではない。

また、遺言による財産承継の場合、その効力は被相続人の死亡時に生じることが原則となり²³、始期・終期設定の柔軟さに欠ける。さらに、遺言により相続人等への財産承継は果たせるものの、遺言で定められるのは遺贈等の法定事項に限られるため、それ以外の遺言者のニーズ（例えば、遺言者の財産の継続的な管理というニーズ）に応えることは困難である。加えて、遺言では、二次相続が発生した場合の財産承継について遺言者が関与することはできない²⁴。それだけではなく、遺言はいつでも撤回可能であるため²⁵、一度遺言を作成していても、その後に遺言者の判断能力が低下してしまったような場合には、親族等がこれを奇貨として自らに都合のよい内容に遺言を書き換えるように遺言者を誘導する可能性も考えられる。

これに対し、信託を利用した場合、信託の始期・終期を柔軟に決定できる。また、（委託者の生前・死後を問わず）受託者による信託財産の継続的な管理を定めることもできる。さらに、例えば後継ぎ遺贈型受益者連続信託²⁶を利用することにより、二次相続が発生した場合の受益者を委託者が決することもできる。加えて、前述のとおり、信託の変更、終了については、一定の条件（例えば受託者の承諾等）を必要とする旨を信託行為で定めることができるため、委託者の意思のみにより信託を変更、終了されないようにすることが可能である²⁷。

5 信託と他の類似の制度の併用の可能性

上記のとおり、信託は後見制度・委任・相続にはないメリットを有するが、これは信託とこれらの制度とが排他的な関係にあることを意味するものではない。

実際に、後見制度支援信託のように、後見制度をバックアップするために信託が利用される場合もある。

また、信託財産の内容や受託者の事務の範囲を自由に決定することが可能であるという信託の性質を活かし、信託と他の類似の制度とを併用することにより、委託者のニーズをより充足することができる場合もあると思われる。例えば、休眠不動産については信託を利用して委託者の将来の判断能力低下時にもこれを活用することができるようにしつつ、金融資産については委託者が機動的に利用できるように信託をせず、遺言によって承継のみを定めるということも考えられる。

²³ 民法 985 条 1 項。

²⁴ 例えば、遺言者において、遺言者の子に二次相続が発生した場合には子の配偶者や姻族に遺言者の財産が承継されることを回避したいというニーズがあったとしても、遺言では必ずこれを回避できるわけではない。

²⁵ 民法 1022 条。

²⁶ 信託法 91 条。

²⁷ もっとも、委託者としては、信託も遺言と同様に自由に撤回できると認識している場合もあり得ると思われるため、この点は信託設定時に専門家から委託者に対し十分に説明がなされるべきと思われる。

6 信託銀行や信託会社を受託者とするファミリー・トラストと家族信託

信託の中でも（信託銀行や信託会社を受託者とするファミリー・トラストではなく）家族信託のニーズが生じている主な理由としては、①家族信託の場合は信託報酬等のコストを削減でき得る点^{28,29}、②信託銀行や信託会社では受託困難な種類・規模の財産の場合も対応可能である点³⁰、③スキームの設計が柔軟にできる点³¹などが挙げられる。

第3 家族信託の実務例

1 目的

実務上、家族信託の主な利用目的としては、①後見的な財産管理目的³²、および②財産の承継目的が挙げられる^{33,34}。

もっとも、共有物を処分する目的で信託を利用するケース³⁵のように、上記以外の目的で家族信託が利用されるケースもある。

2 信託財産

家族信託の信託財産は金銭や不動産が多い。

また、株式、投資信託受益権等の有価証券が信託財産となる場合もある³⁶。

なお、特に信託財産として不動産が想定されている場合には、（信託の登記もなされるものの）委託者が受託者への所有権移転登記がなされることに難色を示し、信託の利用に至らない例もあるようである。

3 家族信託の関係者

(1) 受託者

家族信託においては、委託者の親族が受託者となるケースが通常である。特に、委託者の子など、委託者の次世代の推定相続人が委託者の判断能力低下への対応として主体

28 ただし、家族信託の組成に当たっては専門家が関与するのが通常であるため、別途コンサルティング・フィー等がかかることが多いと思われる。

29 信託銀行が受託者となるファミリー・トラストの場合も、商品によっては、管理報酬は收受せず運用収益から運用報酬のみ收受する金銭信託など、コストが低廉な商品もある。

30 例えば、信託財産が不動産の場合、信託銀行や信託会社がこれを受託をできるか否かは案件規模等によると思われる。

31 信託銀行や信託会社のマス向け商品については、一定のスキームを前提としたパッケージ商品が用意されているのが通常と思われる。これと異なるスキームとする場合には、その分信託報酬が別途必要となる可能性がある。

32 委託者が死亡した後における遺族等の庇護を目的とする例もある。

33 遠藤・前掲注(3)『新しい家族信託』はしがき。

34 これらの目的は排他的な関係にあるわけではなく、これらの目的を同時に達成できるという点も信託のメリットであると考えられる。

35 共有物の持分権者全員が受託者に対し持分権の信託を行うことにより、共有物の処分を容易にしようとするケースである。

36 ペットの庇護を目的とするペット信託では、ペット自体を信託財産とすることもある（河合保弘『家族信託活用マニュアル』（日本法令、2015年）212頁）。

的に家族信託の組成を検討している案件では、当該推定相続人が受託者となることが多い。

なお、信託業法上、信託業は免許を受けた者でなければ営むことができないとされている³⁷。「信託業」とは、「信託の引受けを行う営業」をいうところ³⁸、「営業」とは「営利の目的をもって反復継続して行うこと」をいうとされており³⁹、専門家が受託者となることは「信託業」に該当すると解される可能性があるため⁴⁰、信託業の免許を受けていない専門家が受託者となることは信託業法違反となる可能性があり、実務上、専門家が受託者となることは基本的にないようである。

また、コンサルティングを行う専門家によっては、信託財産が高額の場合、信託期間が長期間となる場合、親族関係が複雑な場合等には委託者の資産管理法人（一般社団法人、株式会社等）を受託者とするようアドバイスをしているようである。委託者が資産管理法人を有していない場合には、家族信託のために資産管理法人を設立するケースもある。

もっとも、資産管理法人を受託者としたとしても、資産管理法人の運営次第では信託事務が適切に履行されないリスクがあるため、結局、資産管理法人の役員や社員・株主の構成をどのようにするかという問題は残る。そこで、一般社団法人が受託者となる場合は、委託者の親族だけではなく専門家もその社員とすることで、運営の適切性を確保しようとする例がある。

しかし、専門家が受託者の社員となる場合も、その態様によっては実質的には専門家が受託者となっているのと変わらず、「信託業」に該当すると解されるリスクがあるのではないかと考え、受託者の社員となることを避ける専門家もいる。

なお、委託者の親族や資産管理法人が受託者となる場合も、「信託業」に該当することを避けるため一件のみの受託とするようにしているとのことである⁴¹。

(2) 受益者

家族信託の場合、自益信託の例が多いようである。もっとも、委託者兼当初受益者が死亡した場合も信託を終了させず、親族を第二受益者等として信託を継続させる例もある。

なお、受益者や受益権割合の定め方次第では、委託者死亡後に遺留分権利者から信託

37 信託業法3条。

38 信託業法2条1項。

39 高橋康文『詳解 新しい信託業法』（第一法規、2005年）58頁以下。

40 仮に専門家が受託者としては信託報酬を受領しないとしても、コンサルティング・フィー等の形で信託に関し利益を得る目的があれば、営利目的が認められる可能性があると思われる。また、反復継続の要件については、計画的に行われた場合には最初の行為も当該要件を満たすとされていること（高橋・前掲注（43）『詳解 新しい信託業法』59頁）に留意する必要がある。

41 これに対し、「家族信託においては、専門職を含む個人や法人が繰り返し営利を目的として営む場合を除き、『特定かつ少数の委託者から個人的関係に基づき信託の引受けを行う場合には、原則、反復継続性があるとは言えず、業としての信託の引受けには当たらない』とする見解もある（遠藤・前掲注（3）『新しい家族信託』195頁）。

設定について遺留分減殺請求⁴²がなされる可能性がある。そこで、スキームの安定性を確保するため、委託者死亡時には遺留分相当額が受益権等の形で遺留分権利者に付与されるようにあらかじめ設定する例もある。

また、受益者複数の事案では、将来の環境変化の可能性を考慮し、受益者全員に受益者変更権⁴³を付与し、将来その過半数の賛成で受益者を変更できるようにしておく例もある。

(3) 信託管理人、信託監督人、受益者代理人、指図権者

もともと家族信託は委託者の受託者に対する個人的な信頼を基礎に置いているため、受託者の監督を目的として信託管理人、信託監督人、受益者代理人を設置する例は多くないようである（専門家を信託監督人等として指定した場合に生じるランニングコストを避けたいという場合もあるようである）。

他方、信託契約締結後に受益者や委託者の意思能力が減退した場合に備える趣旨で、受益者代理人や指図権者を利用する例がある。

具体的には、信託設定後に委託者兼受益者について成年後見が開始し、成年後見人が信託設定の趣旨に沿わない権限行使を行う事態⁴⁴を回避するために、あらかじめ受益者代理人を選任しておく例がある⁴⁵。また、株式を信託するケースにおいて、委託者に行使期限付の指図権をあらかじめ付与し、「行使期限までに指図権が行使されなければ受託者が自由に議決権を行使できる」と規定しておくことにより、委託者の健常時は委託者に権限行使の機会を付与するとともに、委託者が意思能力を喪失した場合もスムーズに受託者が権限を行使できるようにする例がある。

4 信託の設定方法

家族信託の場合、信託は信託契約の締結により設定されることが多い。

信託契約の締結方法としては、事後的に信託契約の有効性について争われるリスクをできる限り回避する趣旨で、公正証書を利用する例が多いようである（ただし後記第5の1参照）。なお、公正証書の執行機能までは不要であるとして公証人による宣誓認証⁴⁶でよいとする見解もある⁴⁷。

42 民法 1031 条。

43 信託法 89 条 1 項。

44 例えば、信託契約に特段の定めがない場合、委託者兼受益者の成年後見人は信託を終了させることも可能である（信託法 164 条 1 項）。

45 ただし、受益者代理人がある場合も、受益者の成年後見人は、信託法 92 条各号に掲げる権利および信託契約において定めた権利を行使することは可能である（信託法 139 条 4 項）。

46 宣誓者が公証人の面前で記載内容が真実であることを宣誓した上で文書に署名・捺印または署名・捺印を自認したことを認証するものである。

47 河合保弘「家族信託活用チェックシート導入事例 第1回：認知症対策」家族信託実務ガイド1号64頁。

第4 コンサルティングを行う専門家、ハウスメーカー等の動向

家族信託の普及や推進等を目的として、平成23年9月に一般社団法人民事信託推進センター（以下「民事信託推進センター」という）が、また、平成25年10月に一般社団法人家族信託普及協会（以下「家族信託普及協会」という）が相次いで設立された。

民事信託推進センターは主に司法書士が中心となって設立した団体であり、会員は現在200名程度とのことである⁴⁸。また、同センターが母体となって平成26年4月に一般社団法人民事信託士協会を設立し、同協会の検定に合格した者に対し「民事信託士」⁴⁹という資格を付与している。

家族信託普及協会は税理士、司法書士、不動産鑑定士、弁護士らが設立した団体であり、会員は現在800名程度とのことである⁵⁰。また、コンサルティングを行う専門家以外の会員に対し、お客からのヒアリングや提案の役割を担う「家族信託コーディネーター」という資格を付与するとともに、コンサルティングを行う専門家の会員に対し、具体的な契約書作成等の実務を担う「家族信託専門士」という資格を付与し、会員間で役割分担を行っているのが特徴である⁵¹。

いずれの団体も、家族信託の活用を通じて利用者の幅広いニーズに応えつつ、家族信託の健全な普及を図り、これによって社会に貢献することを目的としている。

上記に加え、近年、コンサルティングを行う一部の専門家が積極的に家族信託についてセミナーを開催するとともに、家族信託についての書籍を出版するなどしている。

また、ハウスメーカーも家族信託普及協会等と提携し、自社のセミナーで家族信託について講演を行うなどしている⁵²。財産管理や資産承継のひとつの方法として家族信託を紹介しているものであるが、ハウスメーカーとしては、不動産活用の提案からその実現までの間（数年の時間を要する場合もあるとのことである）、に顧客の能力が減退した場合であっても、家族信託が設定されていれば受託者を通じて不動産の有効活用を実現することができる、というメリットもある。なお、かかる不動産活用においては、借入による資金調達が必要となることがあるが、後記第6の1のとおり、家族信託の受託者への貸付を行う金融機関は多くないのが現状である。

48 会員の内訳は、司法書士、弁護士、税理士、信託銀行OB、FP、不動産会社の社員、行政書士、会計士と多様である。ただし、後述の「民事信託士」の受験資格は弁護士と司法書士に限定している。

49 同協会では、「民事信託士」を「信託法の適用を受けない民事信託に関して、当事者の依頼により、民事信託に関する相談業務やスキーム構築のほか、受益者保護や信託事務遂行の監督等の業務を行う者としての受益者代理人・信託監督人、信託事務受託者（信託法第28条）を担える者」と定義しており、「民事信託士」の名称を商標登録している（同協会のHP<<http://www.civiltrust.com/shintakushi/index.html>>）。なお、民事信託士が受託者となることは想定していないとのことである。

50 平成28年1月時点。なお、会員の内訳は、建設・不動産業が44%、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、会計士が28%、保険代理業が14%、FP、コンサルティングが8%、その他が6%である（宮田浩志『「家族信託普及協会」について』家族信託実務ガイド1号53頁）。

51 なお、同協会は「家族信託」および「家族信託普及協会」の名称を商標登録している（同協会のHP<<http://kazokushintaku.org/>>）。

52 福島篤「特集 家族信託と各業界の取組み 4 ハウスメーカー」家族信託実務ガイド1号28頁以下。

第5 家族信託の課題

1 委託者の意思能力

家族信託は高齢者の判断能力低下への対応として利用されることが多いが、それ故に、事後的に委託者の意思能力の有無が問題となりやすいというリスクを内包しているといえる。特に、法定相続分と異なる財産承継も企図して家族信託を利用する場合や、一部の推定相続人が家族信託の組成を主導しているような場合には、事後的に受託者以外の委託者の相続人等から委託者の意思能力の有無について争われやすいといえる。

そこで、上記第3の4のとおり、実務上は、委託者の意思能力について争われる事態を回避するため、公正証書により信託契約を締結することが多い。

しかし、公正証書遺言であっても遺言能力を否定する裁判例が散見されること⁵³を踏まえ、公正証書により信託契約を締結したからといって必ずしも委託者の意思能力を否定されるリスクを完全に回避できるわけではないと考えられる。

仮に信託契約締結時点で委託者が意思無能力であり信託契約は無効であるということになった場合、受託者がその権限内かつ信託財産のためにした債務を負担する行為は信託財産に効果が帰属しないことになり、また、信託設定後に受託者が行った信託財産の処分に係る行為が無効となる可能性があると考えられる。例えば、受託者が借入を行っていた場合には、信託財産に借入債務が帰属しないことになり、また、相続税法第13条に基づく債務控除を受けることを目的として借入を行っていたとしても、かかる債務控除を受けられない可能性があると考えられる。

2 受託者の知識・能力

家族信託の受託者としては、委託者の親族や資産管理人等、信託に関し十分な知識・能力を有していない、信託業従事者でない一般の方が想定されている⁵⁴。

そのため、受託者の分別管理義務⁵⁵や、帳簿等の作成等、報告および保存の義務⁵⁶については、履行が適切になされない場合があり得ると思われる。

また、家族信託の場合、受託者と受益者との間で事実上利益相反関係が生じるケースがあり得る。例えば、委託者兼受益者の生活支援を目的とする家族信託において、委託者兼受益者の死亡が信託の終了事由とされており、かつ、受託者が残余財産受益者ないし帰属権利者として指定されているようなケースがその典型である。

もっとも、家族信託の受託者による信託の引受けは原則として「信託業」に該当しないことが想定されているため、受託者は信託業法に基づく監督官庁の監督には服さない。

また、信託法上は、受益者および委託者に対して受託者の監督のための権限が付与され

53 東京高判平成22年7月15日判タ1336号241頁、東京高判平成25年8月28日判タ1419号173頁等。

54 これに対し、信託銀行や信託会社を受託者とするファミリー・トラストの場合、信託事務の処理体制が整備されており、また、ノウハウの蓄積もなされているといえる。

55 信託法34条1項。

56 信託法37条。

ているものの⁵⁷、家族信託の受益者・委託者も信託については十分な知識を有していない可能性があるため、かかる監督権限が適切に行使されないおそれがある。特に委託者兼受益者が高齢の場合は、信託設定後に判断能力が低下し、委託者兼受益者本人が監督権限を行使できない事態が生じ得る。

さらに、コンサルティングを行う専門家が家族信託の組成に関与する場合も、当該専門家が信託監督人等に選任されない場合には、当該専門家は当然に信託期間中の受託者の監督責任を負うわけではない⁵⁸。

以上のとおり、家族信託の受託者については、その信託事務の遂行について専門家による監督がなされる、またはサポートを受けられるような手当が必ずしも十分になされていない場合があると思われる。

3 受託者の任務終了

家族信託では個人が受託者となることが多いところ、信託法上、個人の受託者については、破産等に加え、死亡、後見開始および保佐開始も任務終了事由となっているため⁵⁹、信託銀行や信託会社を受託者とする場合と比較すると、家族信託は受託者の任務が終了する事態が生じやすいといえる。

かかる場合においてもスムーズに信託事務が継続して履行されるようにするためには、あらかじめ、共同受託者ないしバックアップの新受託者候補者を指定しておくことが望ましいと考えられる。

4 遺留分侵害

委託者が法定相続分と異なる財産承継を企図して家族信託を利用する場合には、委託者の死亡後に遺留分権利者から遺留分減殺請求がなされる可能性がある。

信託による資産承継について遺留分減殺請求がなされた場合の効果については固まった判例・学説があるわけではないものの、遺留分権利者は、受益権を取得すること、または（信託財産が不動産などであれば）信託財産の共有持分を取り戻すことのいずれかを選択できるとする見解がある⁶⁰。

かかる見解にしたがえば、遺留分減殺請求により、信託財産が受託者と遺留分権利者の共有となる可能性があり、委託者の意図に反する事態が生じかねない⁶¹。

57 信託法上は、信託の設定後は原則として受益者による監督が想定されているため、委託者に付与される権限は信託事務処理状況に関する報告請求権（信託法 36 条）等、一定の範囲にとどまっている。

58 したがって、後記 6 の 2 で記載するとおり、家族信託のコンサルティングを行う専門家は、信託監督人の選任を促すなどにより信託事務の適切な履行が確保されるように手当をすることを積極的に検討することが望ましい。

59 信託法 56 条 1 項 1 号、2 号。

60 能見善久＝道垣内弘人『信託法セミナー(3) 受益者等・委託者』（有斐閣、2015 年）80 頁の能見発言。

61 ただし、遺留分減殺請求が行われた場合も、受益者は価額弁償を選択することにより（民法 1041 条）、信託財産の共有を回避できる。

第6 信託業界、専門家等に求められる役割

1 信託業界等について

上記第5の2のとおり、家族信託の受託者のみでは信託事務の適切な履行が確保できないという場合があり得る。

この点、信託銀行等には、すでに信託事務の履行のためのインフラが整備され、かつ、ノウハウも蓄積していることから、かかるインフラ・ノウハウ等を活用することにより、受託者の信託事務をサポートする役割が期待される。

例えば、家族信託の受託者が、信託銀行等との間で、受託者名義の預金口座の開設や元本補てん付の合同運用指定金銭信託の委託を行うことで、受託者は簡易に分別管理義務や帳簿作成・保存義務を履行することができる⁶²。

また、場合によっては信託銀行等が受託者となる方が委託者らのニーズに合致するケースもあり得ると思われ、そのような場合には信託銀行等のファミリー・トラストの商品を提案することも考えられる。

さらに、実務上は、上記の預金口座の開設等に加え、家族信託の受託者名義による借入やリスク商品での運用のニーズも顕在化しているため、信託銀行を始めとする金融機関としては、こうした家族信託の受託者との取引に積極的に対応することが考えられる。

もっとも、現時点では家族信託の受託者との取引に応じる金融機関は多いとはいえないのが実情である。これは、家族信託の黎明期ということもあり、家族信託の受託者との取引固有のリスク・論点⁶³について十分な整理がまだなされておらず、各金融機関が慎重に対応しているためと思われる。

家族信託の適切な普及という観点からは、今後かかるリスク・論点について整理がなされ、金融機関による受託者との取引が拡大されていくことが望ましいと考えられる。

2 コンサルティングを行う専門家について

家族信託の組成に当たりコンサルティングを行う専門家には、上記第5で記載した問題点も踏まえた対応を行い、家族信託の健全な普及に寄与することが求められる。

具体的には、①そもそも当該案件において家族信託を利用することが最善の解決策となるのか、家族信託を利用するのであればどのようなスキームとすべきかなどについてあらかじめ検討を行った上で（その際には、将来起こり得るイベントを洗い出すとともに、各イベントにおいてどのようなリスクが生じ、それに対しどのような手当が考えられるかについても検討することが望まれる）、②実際に家族信託を組成するに当たっては、事後的に委託者の意思能力について疑義が生じないように、委託者に意思能力があることをきち

62 田村直史「民事信託の利便性向上に向けた信託銀行のインフラ活用について」本誌5号113頁。

63 例えば、預金口座開設については、差押え等にどのように対応すべきかという問題がある。また、借入については、委託者が意思無能力であるとして信託契約が無効となった場合には、受託者による信託財産への担保権設定も無効となる可能性がある。さらに、リスク商品の勧誘については、適合性をどのように判断すべきかという問題がある。

んと確認し、その記録を残しておくこと、③あらかじめ委託者や受託者に対し、信託の内容や、受託者の義務の内容、将来起こり得るイベントとその対応等について説明を行い、十分な理解を得ること、④信託監督人の選任を促すなどの方法により信託事務の適切な履行が確保されるように手当をすること、⑤特に受託者が個人の場合には、共同受託者ないしバックアップの新受託者候補者を用意するよう促すとともに、スムーズに受託者の交代がなされるようなスキームとなっているかに留意すること、⑥信託設定による遺留分侵害が想定される場合には、できる限りこれを回避する形にて受益者を指定するか、または価額弁償⁶⁴の原資を受益者に遺すようにアドバイスすること、などが期待される。

第7 終わりに

医療技術の進歩や健康志向の高まりを受け、日本人の平均寿命は延伸しているが、その一方で、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」を意味する「健康寿命」は平均寿命より約10年短いのが実情である⁶⁵。

そのため、今後は、健常時から、将来の判断能力低下時に生じ得る財産凍結状態に対してどのような対応をとっておくか、また、死後の財産承継に対してどのような備えを行っておくべきかという点への関心がますます高まると思われる。そして、後見制度や遺言等だけではかかるニーズに十分に答えられない場合があり、そのような場合に家族信託ないしファミリー・トラストが有効な解決策の一つとなり得ることはこれまで述べてきたとおりである。

また、高齢者が自らの意思に沿った充実した余生を送ることができ、高齢者の親族に過度な負担が生じない社会が実現されるためには、健常時から上記のような対応を行うことへの意識が社会全体で醸成されることが重要と思われるが、家族信託ないしファミリー・トラストの普及はその一助となると思われる。

信託全体の歴史に照らせば高齢者の財産管理や資産承継を目的とする信託利用は黎明期にあるといえるが、今後議論や実例が蓄積されることにより家族信託ないしファミリー・トラストが健全に利用され、発展・普及していくことに期待したい。

以上

64 民法1041条。

65 平成25年の平均寿命は女性が86.62歳、男性が80.21歳である一方で（厚生労働省の平成25年簡易生命表）、健康寿命は女性が74.21歳、男性が71.19歳である（厚生労働省が「国民生活基礎調査」を基に算出）。

【「家族信託の実態把握と課題の整理に関する研究」研究会】

<委員>

- ・野口裕史（トラスト未来フォーラム 副理事長）（*）
 - ・片岡 雅（三井住友信託銀行 法務部長）
 - ・茶めぐみ（三井住友信託銀行 法務部 主任調査役）（*）
 - ・富田雄介（岩田合同法律事務所 弁護士）
 - ・小林 徹（亜細亜大学 非常勤講師）（Adv）
 - ・長屋 忍（三井住友信託銀行 信託開発部 審議役）（Obs）
 - ・樋口恵一（三井住友信託銀行 信託開発部 審議役）（Obs）
 - ・坂野嘉則（三井住友信託銀行 リテール企画部 主任調査役）（*）（Obs）
- （以下、途中参加）
- ・合田政生（三井住友信託銀行 リテール企画部 調査役）（Obs）
 - ・福岡泰彦（三井住友信託銀行 信託開発部 審議役）（Obs）

注 1) 肩書の横に(*)のある方は研究期間中に所属が代わられた方(肩書は当時のもの)。

2) Adv はアドバイザーの略、Obs はオブザーバーの略。

当研究会は、家族信託の実務に携わる複数の講師を招き、実務実態を調査しつつ、アドバイザー・オブザーバーを含む上記メンバーで研究を進めてきたもの。なお、研究期間中に委員が入れ替わっており、研究成果となる本報告書については、委員の片岡雅及び富田雄介が中心になって取り纏めた。

なお、この報告書における意見に係わる部分については、各委員の所属する団体及び組織とは関係ないものであり、あくまでも研究会における研究内容を取り纏めたものである。また、取り纏めにあたって、研究会で貴重なご講話賜った講師の皆さまに、心より御礼申し上げます。

[禁無断転載]

平成 28 年 8 月 1 日発行

家族信託の現状と課題

発 行 ©公益財団法人トラスト未来フォーラム

東京都千代田区大手町 2-1-1

Tel. 03-3286-8480(代表)

<http://www.trust-mf.or.jp>